

社会福祉法人 県西福祉会  
虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的考え方

(1) 本指針の取扱い

虐待は、利用者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当法人では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者総合支援法ならびに障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法に基づき、障害者・高齢者虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員に対して本指針に従って業務にあたるよう周知することに努める。

(2) 虐待の定義

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をして(他の利用者に対して)わいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しく心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)~(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 権利擁護委員会その他の施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待又はその疑いや不適切な対応事例も含む(以下、「虐待等」という)の防止及び早期発見への組織的対応をはかることを目的に、権利擁護委員会設置要綱に定める「権利擁護委員会」を設置する。なお、虐待防止責任者は各事業所のサービス管理責任者が担うものとする。

3. 虐待等の防止のための職員研修に関する基本方針

① 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

② 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもので、本指針に基づき、虐待の防止の徹底をはかる内容とする。

③ この指針に基づく研修は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。

(2) 事業所内で虐待等が発生した場合には、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるように努める。

(3) 速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努める。

(4) 虐待防止責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討す

る。

- (5) 虐待防止責任者は権利擁護委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (6) 虐待等について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに権利擁護委員会が主導し対応する。
- (7) 緊急性の高い事案の場合には、行政及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待等の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は2で定められた虐待防止責任者とする。なお、虐待者が責任者の場合は、他の上長等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止責任者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに権利擁護委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### 6. 成年後見制度の利用促進

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口・社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等、成年後見制度の利用を支援する。

#### 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は受け付けた内容を苦情解決責任者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに十分留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告する。

#### 8. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧できるようにすることができる。

#### 9. その他

法人内研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努める。

この指針に定められない内容が発生した場合においては、権利擁護委員会において検討を行うこととする。

#### 附則

この指針は令和6年10月25日より運用する。